

UNION PRESS

埼玉大学教職員組合 No.4 (2021年12月号)

特定年俸制への対応

文部科学省が求める「人事給与マネジメント改革」の一環として、埼玉大学にも「特定年俸制」という制度が導入されようとしています。すでに教授会等で制度の概要については説明がなされておりますが、この制度は「業績評価の給与等への適切な反映によるインセンティブの向上」などを目的に新規採用者と在職者のうち同意を得た者に適用される制度です。導入されれば、現在の月給制とは異なり、給与が年単位で決定され、そのアップダウンにS・A・B・C・Dの評価が反映されることとなります。

大学側は、労使懇談会や団体交渉において、特定年俸制を導入しても本人の同意のもとで適用されるため、問題なく導入できるという主張を展開しました。しかし、適用者の大半が「B」の判定区分となる制度の下では、現在の給与制度と比較して受け取る給与が減少することになります。これは大学側もシミュレーションを行って、認めているところです。

また、大学側が公正評価義務を負っているにもかかわらず、部局において具体的にどのような評価表に基づいて評価が行われるのかが十分に明らかにされておられません。各教員が行っている教育や研究などがどのような評価基準によって評価されるのか、それら評価項目間のウエイトはどのようになるのか、具体的には何も決まっていないのです。公正な評価がなされるかどうか不明確な状況にもかかわらず、恒常的に高い評価(S, A)ないし低い評価(C, D)を受ける者が一定の割合で生じる制度が導入されることは組合として到底容認できません。

これについて大学側は、導入が確定した後、部局の評価委員会が作成し、決定されるものなので提示することはできないと主張していますが、年俸制の根幹に関わる資料はあらかじめ協議されるべきものです。

組合としては、こうした制度変更を認めることはできないという立場をとっており、こうした立場で大学側と協議を積み重ねております。先日の経営協議会での導入決定は先送りとなりましたが、大学側は今年度中の導入を目指しています。しかし、組合執行部としては制度を性急に導入にすることは避けるべきと考えています。

任期付教員の雇用継続について

先日行われた団体交渉では、任期付教員の雇用継続についても交渉を行いました。大学側からは、任期付のポストについては採用時に同意を得ており、任期切れとともに雇用を継続しないことは問題ないという説明がありました。ただし、基盤教育研究センターの教員にかかる任期の撤廃や無期契約転換について検討させてほしいとの発言が学長からありました。今後の団体交渉では検討結果について示していただけるものと思っておりますが、「お役所言葉」としての「検討」でないと信じております。なお、組合側はプロジェクト教員に係る任期の撤廃や無期契約転換も強く求めており、その後の労使間の協議でも議論しております。

12月のボーナスについて

すでにご存じのことかと思いますが、8月に人事院は、2021年度の国家公務員の月例給の改定は行わないこと、ボーナスの支給月数を0.15月引き下げ、年間4.30月とすることを勧告・報告しました。

大学側は人事院勧告を踏まえる形でこれまでボーナスの引き下げを行ってきたところですが、去年は人事院勧告(0.05月のボーナス引き下げ)を受けた法律改正が遅れ、12月のボーナス支給に間に合いませんでした。しかし、今年6月に引き下げられ、特段の代償措置もありませんでした。

組合としては、大学側から人事院勧告への対応方針が示されていないため、交渉のテーブルにはついておりませんが、新型コロナウイルス感染拡大への対応など教職員の業務負担が増える中で、大学側が教職員の労苦に報いないなどということはないと信じております。

(文責:執行委員長)

みなさまの「つぶやき」を募集しています！
組合HP内の“みんなの「つぶやき」”や下記URL、QRコードから投稿フォームにアクセスしてください。 <https://forms.gle/puzHI17bmo6t5RCRz7>



埼玉大学教職員組合 〒338-0825 さいたま市桜区下大久保 255 第2生協1階
E-mail: saikyoso@gr.saitama-u.ac.jp URL: <http://kumiai.client.jp/>
電話/FAX: 048-853-5609 (内線)3160
生協第2食堂・理髪店の奥